

人事労務ニュース

平成21年3月号

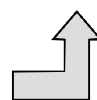
年次有給休暇について

年次有給休暇付与の対象となる労働者

年次有給休暇付与の直前1年間（最初の付与は直前6ヶ月間）の出勤率が8割以上の労働者



出勤率の計算
$$\text{出勤率} = \frac{\text{出勤日}}{\text{全労働日 (= 365日 - 会社所定休日数)}}$$



- （実際に出勤していなくても出勤日に含むもの）
- ・業務上の負傷疾病による療養のため休業した期間
 - ・育児・介護休業法にいう育児・介護休業をした期間
 - ・産前産後休業期間
 - ・年次有給休暇取得日

- （所定休日以外で全労働日に含まないもの）
- ・使用者の責に帰すべき事由による休業期間
 - ・ストライキ期間

年次有給休暇の付与日数

基本的な付与日数（週所定労働時間が30時間以上）



勤務年数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

短時間労働者の付与日数（週所定労働時間が30時間未満）

週以外の期間によって労働日数が定められている場合

週 所定労働 日数	1年間の 所定労働日数	勤務年数							
		6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月以上	
4日	169日から216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	
3日	121日から168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	
2日	73日から120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	
1日	48日から72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	

年次有給休暇取得日に支払う賃金

平均賃金（算定すべき事由の発生した日以前3ヶ月間に支払われた賃金の総額
 \div 算定すべき事由の発生した日以前3ヶ月間の総日数）
 所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金
 健康保険法に定める標準報酬日額（労使協定によりその旨を定めた場合に限る）

労使協定により標準報酬日額を支払うと定めた場合は、それ以外の金額で支払うことができません。

のいずれか

年次有給休暇 Q & A

Q.1

4月1日に採用したパートタイマーAさんについて、入社当初は雇用契約書で1日5時間、週4日勤務と定めていましたが、本人の希望により、最初の休暇付与日である10月1日以降の勤務は1日5時間、週3日勤務に変更になります。Aさんには何日の年次有給休暇を与えるべきなのでしょうか。

A.1

Aさんに付与する年次有給休暇の日数は「5日」です。
付与すべき日数は、年次有給休暇が発生するその日における所定労働日数、および時間を基準に決定します。

Q.2

当社で働いているパートタイマーの出勤日は不規則で、労働時間も週によってまちまちです。付与すべき年次有給休暇の日数が分からないのですがどうしたらよいのでしょうか。

A.2

年間労働日数、年間労働時間が確定していないパートタイマーについては、次の基準で付与日数を決定します。

1. 総労働日数

付与日前1年間の総労働日数（最初の付与の場合は6ヶ月）

217日以上（入社日以降6ヶ月間に109日以上） 基本の付与日数

216日以下（入社日以降6ヶ月間に108日以下） 週平均労働時間を確認（次項参照）

2. 週平均労働時間

付与日前1年間（最初の付与の場合は6ヶ月）の週平均労働時間・・・総労働時間÷52

（入社日以降6ヶ月は総労働時間÷26）

30時間以上 基本の付与日数（前頁参照）

30時間未満 短時間労働者の付与日数（前頁参照）

Q.3

社員の人数が少ない当社では、急に年次有給休暇を取られてしまうと業務に支障がでるため、休暇を計画的に与えたいのですが、何かよい方法はないのでしょうか。

A.3

年次有給休暇のうち、5日を超える部分については、労使協定によりあらかじめ取得日を決めておくことができます（計画的付与）。労使協定により、社員の休暇日をあらかじめ定めたり、夏休み等を計画的年次有給休暇日として定めることにより、業務への支障を最低限に抑えながら、年次有給休暇を付与することができるようになります。

法改正情報



年次有給休暇を時間単位で与えることが認められるようになります。

（平成22年4月1日施行）



上記の改正は、「時間単位での付与を認めなければならない」という主旨のものではありません。会社が認める場合に、労使協定で必要事項を定めて時間付与を認めるものです。

デライトコンサルティング(株) デライト社会保険労務士事務所

〒461-0001 名古屋市東区泉2-26-4高岳パレットビル

TEL 052-937-5615 FAX 052-937-5620

URL : <http://www.delight-c.com/>

E-mail : info@delight-c.com

デライトコンサルティングは、
「個人と組織の成長を図り、社会に貢献する」を経営理念として、
- Customer Delight（お客様の感動） -
を協創する人事コンサルティング会社です。

発行：デライト社会保険労務士事務所（無断転載を禁ず）